

2022年度 横浜市市民法律講座

身近な法律問題について、弁護士がわかりやすく解説します。お気軽にご参加ください。

主催：横浜市市民局・神奈川県弁護士会

講座内容

回	講座日	内容
1	10月4日(火) 講師：高橋 瑞穂	離婚 ～「結婚」-大いなる契約～
2	10月13日(木) 講師：杉本 朗	相続 ～相続で身近な人が 亡くなったときのために～
3	10月18日(火) 講師：根本 雄司	成年後見・信託 ～人生100年時代に備えて～
4	10月25日(火) 講師：松岡 泰樹	消費者被害 ～キャッシュレス時代の消費者被害～



- 期 間： 10月4日(火)～10月25日(火) いずれも午後6時30分～8時30分
会 場： 横浜市市民文化会館 関内ホール(小ホール) JR「関内駅」北口徒歩6分、市営地下鉄「関内駅」9番出口徒歩3分、みなとみらい線「馬車道駅」5番出口徒歩5分
申込資格： 横浜市内に在住の方
申込方法： ハガキに「市民法律講座」と明記のうえ、郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・電話番号、手話筆記通訳希望の場合はその旨を記入し、下記までお送りください。横浜市ホームページからの申込みや、裏面の申込書をFAXで送っていただく方法も可。
送り先・・・〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市市民相談室
申込期間： 2022年8月15日(月)～9月5日(月)。手話筆記通訳を希望の場合は、8月31日(水)までにお申し込みください。
定 員： 220名 申込多数の場合は抽選となります。後日、案内ハガキをお送りします。
受講料： 無料 但し、テキスト(4回分1,000円)は受講される方全員に当日購入していただきます。

《新型コロナウイルス対策》

- ・当日はマスクの着用をお願いします。マスクの着用がない場合は、受講をお断りいたします。また、来場時、手指消毒等の実施にご協力をお願いします。
- ・当日、ご本人または同居のご家族に発熱や風邪の症状、強い倦怠感、嗅覚・味覚に違和感がある場合は、受講をご遠慮ください。
- ・接触を極力避けるため、修了証書の交付を廃止します。
- ・その他会場のガイドラインに従って実施をします。

★下記の場合は開催を中止といたします★

- ①10月1日時点で緊急事態宣言が発令されている場合、すべての開催を中止とします。
- ②開催期間中に緊急事態宣言が発令された場合は、次回以降すべての開催を中止とします。
- ③開催期間中に緊急事態宣言が解除された場合でも、中止とし、開催はいたしません。

※中止になった場合、テキスト代の返金はいたしませんのでご了承ください。

※中止のお知らせは、横浜市市民相談室・神奈川県弁護士会のホームページに掲載します。お出かけの前に、ホームページをご確認ください。

お問合せ： 横浜市市民局広聴相談課(市民相談室) TEL 045-671-2306 FAX 045-663-3433

神奈川県弁護士会事務局

TEL 045-211-7700 FAX 045-212-0333

横浜市市民法律講座申込書（FAX用）

ふりがな	
お名前	
ご住所	〒
電話番号	
手話筆記通訳	希望する 希望しない

◎上記にご記入のうえ、9月5(月)までにお申し込みください。

申込み先

神奈川県弁護士会（市民法律講座受付係）

FAX番号 045—212—0333

（24時間受付可能）

電話番号 045—211—7700

（午前9時30分～午後5時まで）

※この申込書に記載していただく個人情報は、市民法律講座の運営のため、受講者の検索、統計、報告等に利用されます。

また、神奈川県弁護士会では、当イベントの内容を記録し、また成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当会の広報誌や書籍、DVDのほか、ホームページ、パンフレット等に使用させていただくことがあります。